

上下水道事業告示第7号

次の区域の公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示し、関係図面を一般の縦覧に供する。

令和5年3月6日

見附市長 稲田 亮

- 1 供用を開始する年月日
令和5年3月31日
- 2 供用を開始する区域
 - ・見附市石地町 一部
 - ・ 〃 島切窪 一部
 - ・ 〃 下関町 一部
 - ・ 〃 三林町 一部
- 3 供用を開始する区域図
別冊図面のとおり
- 4 終末処理場の位置
見附市今町7丁目20番5号
- 5 終末処理場の名称
見附市今町終末処理場
- 6 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 7 関係図面の縦覧場所
見附市役所 上下水道局
- 8 縦覧期間
令和5年3月6日から令和5年3月30日まで
ただし、土曜日・日曜日・祝祭日を除く
- 9 縦覧の時間
午前8時30分から午後5時15分まで